

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成29年5月3日 11時55分ごろ
発生場所	山口県 <sup>ひらお</sup> 平生町 <sup>まきごう</sup> 佐合島東岸 周防筏瀬 <sup>すおういかだせ</sup> 灯標から真方位040° 1,550m付近 (概位 北緯33° 52.5′ 東経132° 04.0′)
事故の概要	旅客船ましま丸は、着棧操船中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月31日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 ましま丸、14トン
船舶番号、船舶所有者等	270-42877山口、熊南総合事務組合
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に凹損 岸壁 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、旅客44人を乗せ、‘佐合島東岸にある北東方に延びる渡船発着場の岸壁突端付近から南東方に延びる棧橋’（以下「本件棧橋」という。）に入船右舷着けとする予定で南進した後、左転しながら約1ノットの対地速力で本件棧橋に接近中、右舷船尾部が渡船発着場の岸壁に衝突した。 船長は、本件棧橋に着けた経験が約80回あり、本件棧橋を見て接近したが、いつもより左舵を取る時機が遅れたと本事故後に思った。
分析	本船は、本件棧橋に入船右舷着けの予定で左転しながら着棧操船中、船長が左舵を取る時機が遅れたことから、本件棧橋手前にある渡船発着場の岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件棧橋に入船右舷着けの予定で左転しながら着棧操船中、船長が左舵を取る時機が遅れたため、本件棧橋手前にある渡船発着場の岸壁に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・慣れた場所であっても、棧橋等に着ける際は、慎重な操船を行うこと。